

相談支援専門員

私たちは、障がいのある方とサービスをつなぐ「架け橋」です。

／お気軽に／
ご相談ください！



どんなサービスがあるの？

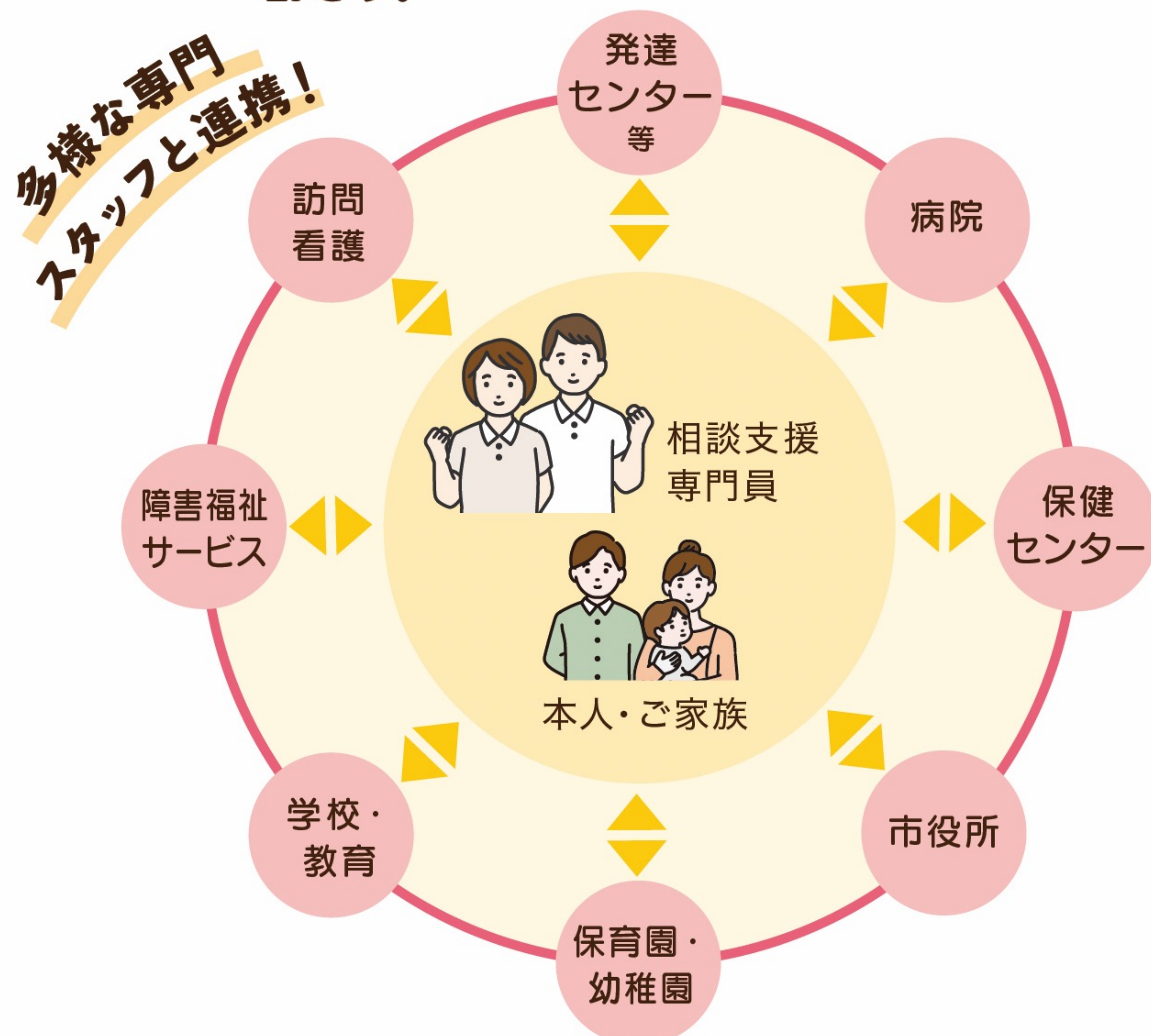
〇〇の手続きが複雑…

進路が決まらない…

どこに連絡すればいいの…？

相談支援専門員とは？

障がいのある方やそのご家族が、地域で安心して自分らしい生活を送れるようにサポートし、マネジメントをする役割です。



利用者の声

自分に合ったサービスを受けられた！

手続きの不安が解消した！

困ったときの「窓口」ができた！

ご相談は事業所へ

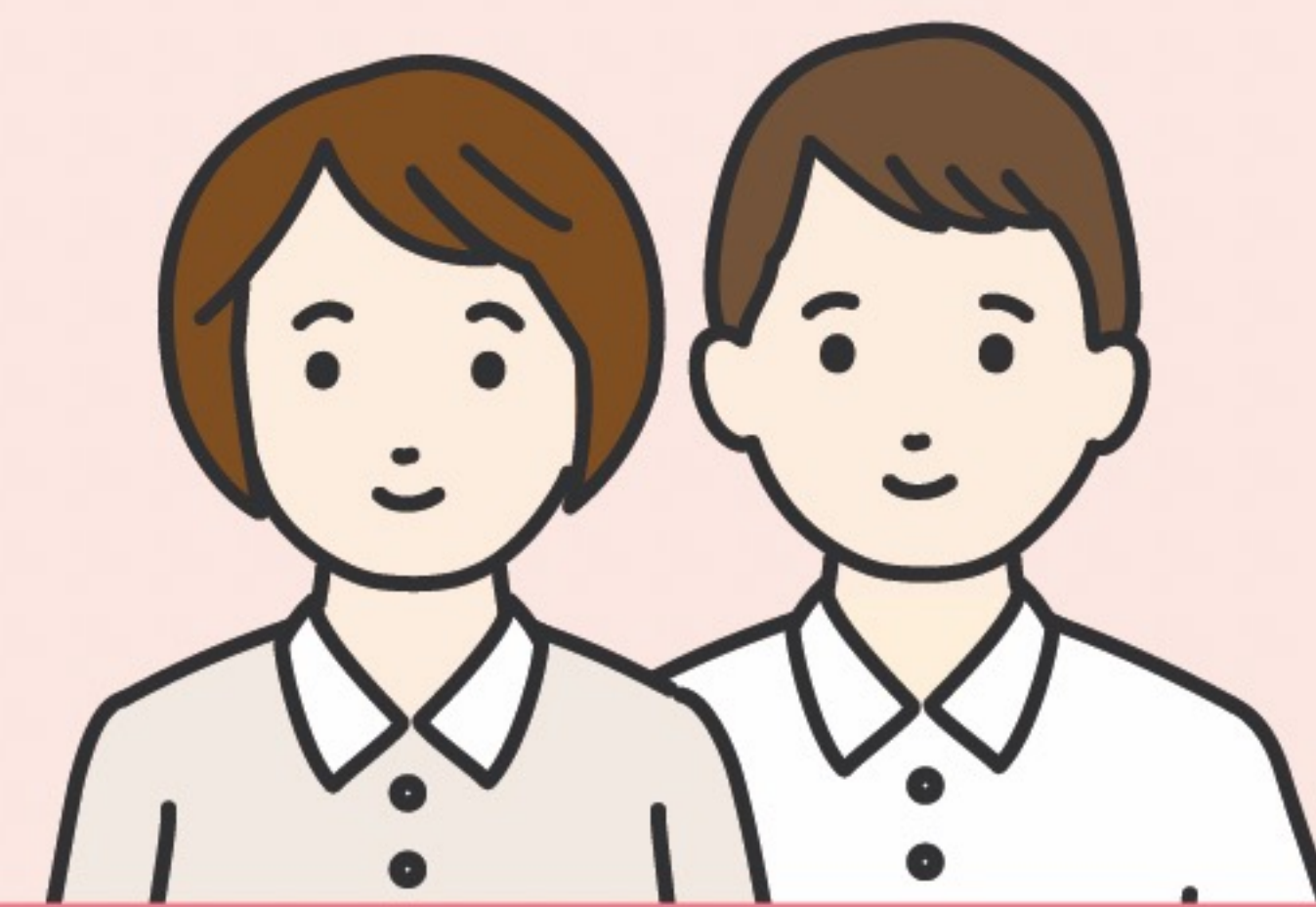
市公式Webサイトへアクセスし、「相談支援事業所一覧」をご確認ください。



事業所の詳細はこちら

事業所の空き状況を確認できます！

相談支援専門員の支援を受けるには？



STEP
1

相談支援事業所を探す。

相談支援事業所に連絡し利用の相談をしてみましょう。
相談支援事業所一覧も参考にご覧ください。



STEP
2

相談支援事業所と契約する。

利用する相談支援事業所が決まったら利用契約を結びましょう。

STEP
3

相談支援専門員と面談する。

相談支援専門員と面談し、「サービス等利用計画」を作成してもらいましょう。

STEP
4

サービスの利用申請をする。

オンライン申請または市役所の窓口に行って、
市にサービスの利用申請をしましょう。



サービス等利用計画案の提出に当たって

1

サービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者を作成してもらうのが基本です。

- 相談支援を業務とする事業者がサービス等利用計画案を作成することは、客観的な視点で相談に乗り、事業者から必要なサービスをご提案できるというメリットがあります。
- また、下記2にある「セルフプラン」の提出を選択した場合は、指定特定相談支援事業者による「モニタリング」（一定期間ごとの利用サービスの見直し。法律上は「継続サービス利用支援」）が行われません。

2

ただし、

- ① 「身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合」か、
- ② 「指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合」は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出することができます。

- 指定特定相談支援事業者にサービス等利用計画案を作成してもらうメリットは確かにある一方で、ご自身等によってサービス等利用計画案を作成した方が、支給決定までの時間が短く済む場合もあります。

例えば上記②のように、ご自身等による作成を希望する場合等は、「指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案」（いわゆる「セルフプラン」）を提出することもできますので、その際は市にご相談ください。

3

セルフプランの提出を選択した場合であっても、できる限り、指定特定相談支援事業者の利用をご検討ください。

- 上記1に書いたとおり、指定特定相談支援事業者を利用することが基本とされています。
- 一旦セルフプランの提出を選択した場合であっても、その後、できる限り指定特定相談支援事業者を利用するようにご検討ください。

※児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童福祉法上のサービスの利用の上では、「指定特定相談支援事業者」は「指定障害児相談支援事業者」、「サービス等利用計画」は「障害児支援利用計画」、「サービス利用支援」は「障害児支援利用援助」、「支給決定」は「通所給付決定」となります。

お問合せ

市川市 障がい者支援課
相談グループ(18歳以上)

☎047-712-8517

市川市 発達支援課
(18歳未満)

☎047-370-3561

基幹相談支援センター
「えくる」

☎047-702-5588
(えくる大洲ステーション)

☎047-303-3074
(えくる行徳ステーション)